審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土企画課公共用地室

法令名	土地収用法	法令番号	昭和２６年　法律第２１９号
手続名	事業認定申請書の却下	根拠条項	第１９条第２項

審査基準	土地収用法施行規則第２条及び第３条に規定する方式を欠き、定められた期間内に欠陥の補正をしないとき。又は、佐賀県手数料条例第２条第１項に定める手数料を納めないとき。

受付機関	県土企画課公共用地室	処理機関	県土企画課公共用地室	交付機関	県土企画課公共用地室	標準処理期間　７日 標準経由期間　日	目次No.	6